

総 税 市 第 7 7 号
令 和 4 年 9 月 9 日

各 道 府 県 総 務 部 長 }
東 京 都 総 務 ・ 主 税 局 長 } 殿

総務省自治税務局市町村税課長
(公 印 省 略)

森林環境税の非課税及び免除に係る留意事項について (通知)

森林環境税の賦課徴収の事務は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律 (平成31年法律第3号。以下「法」という。)第7条第1項において、市町村が行うこととされているところですが、このたび、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令 (令和4年政令第300号。以下「令」という。)が制定されましたので、併せて、令第1条及び第3条から第7条までに規定されている森林環境税の非課税及び免除に係る留意事項をお知らせします。

また、貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、この通知は地方自治法 (昭和22年法律第67号)第245条の4 (技術的な助言)に基づくものです。

記

1 森林環境税の非課税について

森林環境税の非課税基準については、令第1条に定められたところであり、これに基づいて森林環境税の非課税の判定を行うこととなること。この非課税基準については、地方税法施行令 (昭和25年政令第245号)第47条の3に規定する個人住民税均等割の非課税基準と同一の基準としているが、個人住民税均等割の非課税基準とは異なり、参酌基準ではないことに留意されたいこと。

2 森林環境税の免除について

(1) 森林環境税の免除の申請

森林環境税の免除については、令第3条第1項の規定に基づき、森林環境税の納税義務者からの申請書の提出を受けなければならないことに留意されたいこと。

(2) 森林環境税の免除の額

法第11条の規定により免除される森林環境税の額は、その全額が対象となるため、一部の額のみを軽減することはできないこと。

また、令第4条においては、当該免除の額について、令第3条第1項に規定する申請書の提出があった日（市町村長が必要があると認める場合には、免除を受けようとする事由が発生した日）以後に納期限が到来する森林環境税の額に相当する額と規定していることに留意されたいこと。

(3) 森林環境税の免除の要件

森林環境税の免除の要件については、令第5条から第7条までに定められたところであり、これに基づいて森林環境税の免除の要件に該当するか否かの判定を行うこととなること。この免除の要件については、個人住民税の減免の要件とは異なり、各地方団体の条例に委任されていないことに留意されたいこと。